

支給開始年齢 納付期間 生年月日	65歳	総支給				
		64歳(89%)	63歳(80%)	62歳(72%)	61歳(65%)	60歳(58%)
明治44.4.2	10年 10	円 212,250	円 188,903	円 169,800		
〃45.4.2	10 11	200,674 220,740	178,600 196,459	160,540 176,592	144,486 158,933	
大正2.4.2	10 12	191,025 229,230	170,013 204,015	152,820 183,384	137,538 165,046	124,167 149,000
〃3.4.2	10 13	182,862 237,720	162,748 211,571	146,290 190,176	131,661 171,159	118,861 154,518
〃4.4.2	10 14	175,865 246,210	156,520 219,127	140,692 196,968	126,623 177,272	114,312 160,037
〃5.4.2	11 15	186,780 254,700	166,235 226,683	149,424 203,760	134,482 183,384	121,407 165,555
〃6.4.2	12 16	197,393 263,190	175,680 234,240	157,915 210,552	142,123 189,497	128,306 171,074
〃7.4.2	13 17	207,756 271,680	184,903 241,796	166,205 217,344	149,585 195,610	135,042 176,592
〃8.4.2	14 18	217,910 280,170	193,940 249,352	174,328 224,136	156,896 201,723	141,642 182,111
〃9.4.2	15 19	227,890 288,660	202,823 256,908	182,312 230,928	164,081 207,836	148,129 187,629
〃10.4.2	16 20	237,720 297,150	211,571 264,464	190,176 237,720	171,159 213,948	154,518 193,148
〃15.4.2	21 25	285,264 339,600	253,885 302,244	228,212 271,680	205,391 244,512	185,422 220,740
昭和5.4.2	25 29	339,600 393,936	302,244 350,604	271,680 315,149	244,512 283,634	220,740 256,059
〃16.4.2	25 40	339,600 543,360	302,244 483,590	271,680 434,688	244,512 391,220	220,740 353,184
5年年金		135,840	昭和50年10月から	156,000円		

老齢年金額
上の欄の金額は、最低必要年数を納めたときの年金額。下の欄の

老齢年金額
の欄にかかるべき割合がそ
れです。この減額の割合は一生変
りません。

支給開始の年令
の見方.....納付期間

老齢年金額
老齢年金は六十五歳からもら
ることになっています。しかし、

身体が弱いなどの理由で、早くも
らいたい人は、六十歳からでもも
らえます。このときの年金額はも
うときの年齢によって減額され
た年金額となります。緑上げ支給

の欄にかかるべき割合がそ
れです。この減額の割合は一生変
りません。

支給開始の年令
の見方.....納付期間

老齢年金額
納付期間の上の欄は、老齢年金
を受けるために最低必要な年数
が含まれます。

下の欄は六十歳になるまでの年数
です。

老齢年金額と年金額との関係

老齢年金額は六十歳まで完納したとき
の年金額です。

金に加入のまま、その後厚生年
金に加入されている人なども、空
白期間を埋めて豊かな老後にそな
えましょう。

この表は、上の欄、下の欄とも
に保険料を納めたものとして計算
されていますので、保険料の免除

を受けた期間の年金額は三分の一
となります。

そこで、保険期間のある人はさ
かのぼって十年以内の期間分を、
その当時の安い保険料で追納でき
ることになっています。

国民年金の納付期間が一年以上

不利です
未納期間があると

国民年金

あなたも年金受給者に



特別納付は今月末まで

明治四十四年四月一日から
後に生まれた農林漁業、商工、
商業、サービス業などの自営業者、
その家族の人などは、ほ
かの公的年金をうけることが
できるときを除いて、必らず
つています。

来年四月からは順次六十五
歳になり、ほとんどの人が老齢
年金を受けることになります。
国民年金へ加入することにな
っています。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十歳の人が最低必
要期間の十年分の未納保険料を納
め、すぐに老齢年金の支給を希望
して請求された場合の年金額
は十万一千円です。一年余り
で保険料は返ってくる勘定になり
ます。

あとは長生きされるほど多くの
年金がもらえることになります。

また、現在六十